

平成 27 年度

総務省 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目 次

総務省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表

業務費用計算書

資産・負債差額増減計算書

区分別収支計算書

注記

附属明細書

参考情報

1. 総務省の所掌する業務の概要
2. 総務省の組織及び定員
3. 総務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ
4. 平成27年度歳入歳出決算の概要
5. 公債関連情報

総務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表

連結業務費用計算書

連結資産・負債差額増減計算書

連結区分別収支計算書

注記

附属明細書

総務省 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表

業務費用計算書

資産・負債差額増減計算書

区分別収支計算書

注記

附属明細書

参考情報

1. 総務省の所掌する業務の概要
2. 総務省の組織及び定員
3. 総務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ
4. 平成27年度一般会計の歳入歳出決算の概要
5. 公債関連情報

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成27年 3月31日)	(平成28年 3月31日)		(平成27年 3月31日)	(平成28年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	2,046,793	2,230,550	未払金	90,157	77,802
未収金	4,215	4,080	未払費用	4,880	3,675
前払費用	5	1	賞与引当金	2,850	2,963
その他の債権等	2,358	1,209	借入金	33,117,295	32,817,295
貸倒引当金	△ 676	△ 52	退職給付引当金	71,087	69,765
有形固定資産	231,774	228,479	恩給引当金	1,862,762	1,576,694
国有財産(公共用 財産を除く)	148,997	149,562	その他の債務等	452	164
土地	104,873	107,910			
立木竹	96	91			
建物	33,263	32,131			
工作物	9,118	8,410			
航空機	1,644	1,019			
物品	82,777	78,916	負債合計	35,149,487	34,548,361
無形固定資産	9,053	8,723	<資産・負債差額の部>		
出資金	5,688,695	2,615,188	資産・負債差額	△ 27,167,266	△ 29,460,180
資産合計	7,982,220	5,088,180	負債及び資産・ 負債差額合計	7,982,220	5,088,180

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
人件費	45,265	42,715
賞与引当金繰入額	2,850	2,963
退職給付引当金繰入額	△ 1,778	4,794
恩給費	86	68
恩給引当金繰入額	65,982	68,736
補助金等	186,128	382,345
委託費等	132,289	125,957
地方交付税交付金	17,431,428	17,390,640
地方特例交付金	119,188	118,868
地方譲与税譲与金	2,936,866	2,679,246
独立行政法人運営費交付金	36,702	37,779
政党助成費	31,532	32,035
庁費等	51,013	56,943
その他の経費	2,040	1,870
減価償却費	23,866	24,533
貸倒引当金繰入額	637	△ 623
支払利息	39,082	29,307
資産処分損益	△ 35	60
本年度業務費用合計	21,103,146	20,998,241

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	△ 28,178,364	△ 27,167,266
II 本年度業務費用合計	△ 21,103,146	△ 20,998,241
III 財源	21,403,599	21,776,458
主管の財源	77,025	82,576
配賦財源	18,371,980	18,232,950
自己収入	200	54
目的税等収入	2,954,391	3,160,877
他会計からの受入	-	300,000
IV 無償所管換等	5,046	△ 1,325
V 資産評価差額	705,598	△ 3,069,805
VI 本年度末資産・負債差額	△ 27,167,266	△ 29,460,180

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	73,336	82,750
配賦財源	18,371,980	18,232,950
自己収入	201	54
目的税等収入	2,954,391	3,160,877
他会計からの受入	-	300,000
前年度剰余金受入	2,312,025	2,046,793
財源合計	23,711,936	23,823,427
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 54,529	△ 51,669
恩給費	△ 422,009	△ 367,223
補助金等	△ 186,128	△ 382,345
委託費等	△ 132,289	△ 125,957
地方交付税交付金	△ 17,431,428	△ 17,390,640
地方特例交付金	△ 119,188	△ 118,868
地方譲与税譲与金	△ 2,936,866	△ 2,679,246
独立行政法人運営費交付金	△ 36,702	△ 37,779
政党助成費	△ 31,532	△ 32,035
庁費等の支出	△ 70,738	△ 73,675
その他の支出	△ 2,040	△ 1,870
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 21,423,453	△ 21,261,310
(2)施設整備支出		
建物に係る支出	△ 537	△ 358
工作物に係る支出	△ 1,164	△ 696
施設整備支出合計	△ 1,701	△ 1,054
業務支出合計	△ 21,425,155	△ 21,262,364
業務収支	2,286,780	2,561,062
II 財務収支		
借入による収入	33,117,295	32,817,295
借入金の返済による支出	△ 33,317,295	△ 33,117,295
利息の支払額	△ 39,986	△ 30,512
財務収支	△ 239,986	△ 330,512

本年度収支	2,046,793	2,230,550
翌年度歳入繰入	2,046,793	2,230,550
本年度末現金・預金残高	2,046,793	2,230,550

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの

会計年度末の市場価格に基づく時価法によって評価している。

② 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

なお、日本郵政株式会社の出資金に係る国有財産台帳価格については、同社の連結貸借対照表の純資産額に基づいて算定されている。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として過去 3 年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額に加え、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

④ 恩給引当金

恩給給付費に係る引当金については、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて計算した額を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.9%
(平成 26 年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 4.2%
(平成 26 年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの (単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
損害賠償請求控訴事件	60	平成 27 年(ネ) 第 143 号	原告は、東日本大震災の津波によって妻を失ったが、国が予想した津波の高さに関する情報が周知されなかったことにより避難が遅れたとして、国等に対して損害賠償を求めたもの。現在、控訴中。

(注) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日現在の請求金額を記載している。

(2) その他主要な偶発債務

政府は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第 3 条の規定にかかわらず、次に掲げるものに係る独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の債務を保証している。

- ① 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払
- ② 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 46,080 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 78,275 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計 (総務省所管分)
- ・東日本大震災復興特別会計 (総務省所管分)

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額 (貸倒引当金減少額) 676 百万円が計上されている。
- ・「資産処分損益」において、物品の処分益 38 百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「未収金」には、返納金債権、損害賠償金債権、電波利用料債権及び延滞金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険料の既支払額のうち、契約期間が未経過の部分を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。

る。

- ・「貸倒引当金」には、返納金債権、電波利用料債権及び損害賠償金債権等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地上の立木竹を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎建物を計上している。
- ・「工作物」には、主に庁舎建物に係る建物附属設備を計上している。
- ・「航空機」には、航空機を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「無形固定資産」には、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額、電話加入権については取得価格で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及び未払恩給給付金を計上している。
- ・「未払費用」には、民間金融機関等からの借入金に係る未払利息を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関等からの借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上している。
- ・「恩給引当金」には、恩給給付費に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、東日本大震災復興特別会計に引き継がれた退職給付引当金相当額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「恩給費」には、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」に対する恩給費の支出済額に、未払恩給給付金や恩給引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「恩給引当金繰入額」には、恩給引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「地方交付税交付金」には、「地方交付税法」に基づき地方団体に交付した額を計上している。
- ・「地方特例交付金」には、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき地方公

共同体に交付した額を計上している。

- ・「地方譲与税譲与金」には、「地方揮発油譲与税法」、「石油ガス譲与税法」、「自動車重量譲与税法」、「航空機燃料譲与税法」、「特別とん譲与税法」、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 9 号）第 3 条の規定による改正前の「地方道路譲与税法」（以下「旧地方道路譲与税法」という。）に基づき地方公共団体に譲与した額を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「政党助成費」には、「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当会計年度に係る額及び貸倒引当金が減少したことに伴う戻入額を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金及び一時借入金の資金調達に関して発生した利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の除却等の処分に伴い生じた損益及び出資金の減少額と出資金の回収による収入額との差額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、許可及び手数料、電波利用料収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、当該決算期間に対応する預託金利子収入及び国税収納金整理資金からの国税の還付金等の時効による支払不要額に係る収入額等を計上している。
- ・「目的税等収入」には、地方法人税、地方揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、「地方公共団体金融機構法」附則第 14 条及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 5 号）第 3 条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」（以下「旧特別会計法」という。）附則第 10 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させるものとされている額について、財政投融资特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、省庁間等の無償所管換等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、総務省主管の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、当該決算期間に対応する預託金利子収入及び国税収納金整理資金からの国税の還付金等の時効による支払不要額に係る収入額等を計上している。

- ・「目的税等収入」には、地方法人税、地方揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、「地方公共団体金融機構法」附則第14条及び旧特別会計法附則第10条第3項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させるものとされている額について、財政投融资特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、交付税及び譲与税配付金特別会計における「前年度剰余金」を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「恩給費」には、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」に対する恩給費の支出済額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「地方交付税交付金」には、「地方交付税法」に基づき地方団体に交付した額を計上している。
- ・「地方特例交付金」には、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「地方譲与税譲与金」には、「地方揮発油譲与税法」、「石油ガス譲与税法」、「自動車重量譲与税法」、「航空機燃料譲与税法」、「特別とん譲与税法」、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」及び「旧地方道路譲与税法」に基づき地方公共団体に譲与した額を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「政党助成費」には、「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金の支出済額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、主に庁舎建物に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、主に庁舎建物に係る建物附属設備に係る支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、民間金融機関等からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関等への借入金返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金及び一時借入金に係る利子支払を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、「業務収支」と「財務収支」を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」の額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(5) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	交付税及び譲与税 配付金特別会計	東日本大震災復興 特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>					
現金・預金	-	2,230,550	-	-	2,230,550
未収金	4,080	-	-	-	4,080
前払費用	1	-	-	-	1
その他の債権等	2,387,048	2,289,600	16	△ 4,675,455	1,209
貸倒引当金	△ 52	-	-	-	△ 52
有形固定資産	228,479	0	-	-	228,479
国有財産（公共用財産を除く）	149,562	-	-	-	149,562
土地	107,910	-	-	-	107,910
立木竹	91	-	-	-	91
建物	32,131	-	-	-	32,131
工作物	8,410	-	-	-	8,410
航空機	1,019	-	-	-	1,019
物品	78,916	0	-	-	78,916
無形固定資産	8,723	-	-	-	8,723
出資金	2,615,188	-	-	-	2,615,188
資産合計	5,243,469	4,520,150	16	△ 4,675,455	5,088,180
<負債の部>					
未払金	77,802	-	-	-	77,802
未払費用	-	3,675	-	-	3,675
賞与引当金	2,961	-	2	-	2,963
借入金	-	32,817,295	-	-	32,817,295
退職給付引当金	69,708	-	56	-	69,765
恩給引当金	1,576,694	-	-	-	1,576,694
その他の債務等	2,289,780	2,385,839	-	△ 4,675,455	164
負債合計	4,016,947	35,206,810	59	△ 4,675,455	34,548,361
<資産・負債差額の部>					
資産・負債差額	1,226,522	△ 30,686,660	△ 42	-	△ 29,460,180

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
政府預金（日本銀行預金）	2,230,550
合計	2,230,550

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	恩給給付金受給者	205
損害賠償金債権	恩給給付金受給者等	87
電波利用料債権	無線局の免許人	3,782
延滞金債権	恩給給付金受給者等	4
その他		0
合計		4,080

③ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	1,209	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだもの
合計		1,209	

④ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	4,215	△ 135	4,080	676	△ 623	52	履行期限到来等債権については、貸付金等の残高に、過去3年間の貸倒実績率(注)を乗じた額に加え、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。 (注) 過去3年間の債権平均残高に対する過去3年間の不納欠損の年間平均額の割合
徴収停止等債権	0	△ 0	0	0	△ 0	0	
履行期限到来等債権	4,215	△ 135	4,080	676	△ 623	52	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	4,215	△ 135	4,080	676	△ 623	52	

⑤ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	148,997	1,451	859	3,620	3,593	149,562
行政財産	148,962	1,442	849	3,620	3,592	149,526
土地	104,838	134	694	-	3,595	107,874
立木竹	96	0	1	-	△ 3	91
建物	33,263	610	148	1,595	-	32,131
工作物	9,118	696	5	1,399	-	8,410
航空機	1,644	-	-	625	-	1,019
普通財産	34	9	9	-	1	35
土地	34	-	-	-	1	35
立木竹	-	0	0	-	-	-
建物	0	6	6	-	-	0
工作物	0	3	3	-	-	0
物品	82,777	14,370	0	18,230	-	78,916
物品(美術品を除く)	82,752	14,370	0	18,230	-	78,892
美術品	24	-	-	-	-	24
小計	231,774	15,822	859	21,851	3,593	228,479
(無形固定資産)						
ソフトウェア	8,962	2,508	158	2,682	-	8,630
電話加入権	91	2	-	-	-	93
小計	9,053	2,510	158	2,682	-	8,723
合計	240,827	18,332	1,017	24,533	3,593	237,203

⑥ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本 年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
○特殊会社							
日本郵政株式会社	5,508,562	△ 2,640,610	-	-	△ 434,712	-	2,433,240
○独立行政法人							
情報通信研究機構							
(一般勘定)	106,376	△ 24,425	-	107	12,016	-	93,860
郵便貯金・簡易生命保険管理 機構							
(郵便貯金勘定)	37,331	△ 31,031	-	-	45,648	-	51,948
(簡易生命保険勘定)	36,425	△ 35,725	-	-	35,440	-	36,140
合計	5,688,695	△ 2,731,792	-	107	△ 341,606	-	2,615,188

イ 市場価格のある出資金の時価等の明細

(単位：百万円)

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表 計上額
日本郵政株式会社	1,620,000,000株	2,867,952	2,433,240	2,433,240
合計	1,620,000,000株	2,867,952	2,433,240	2,433,240

ウ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出資 累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額 (国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
○独立行政法人									
情報通信研究機構									
(一般勘定)	145,590	51,730	93,860	81,843	81,843	100.00%	93,860	93,860	法定財務諸表
郵便貯金・簡易生命保 険管理機構									
(郵便貯金勘定)	20,775,039	20,723,091	51,948	6,300	6,300	100.00%	51,948	51,948	法定財務諸表
(簡易生命保険勘定)	8,117,435	8,081,295	36,140	700	700	100.00%	36,140	36,140	法定財務諸表
合計	29,038,066	28,856,117	181,948	88,843	88,843	-	181,948	181,948	

(3) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	職員	38
公務災害補償費	遺族及び職員（退職者を含む）	8
未払恩給給付金	恩給給付金受給者	77,755
合計		77,802

② 借入金の明細

(単位：百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
財政融資資金	10,017,288	9,717,272	10,017,288	9,717,272
民間金融機関	23,100,007	23,100,023	23,100,007	23,100,023
合計	33,117,295	32,817,295	33,117,295	32,817,295

(注) 本年度増加額及び本年度減少額には、一時借入金（362,517,095百万円）は含んでいない。

③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	53,522	4,338	4,498	53,683
整理資源に係る引当金	16,974	1,748	289	15,516
国家公務員災害補償年金に係る引当金	589	30	6	565
合計	71,087	6,117	4,794	69,765

(注) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額4,338百万円のうち19百万円は、平成27年度において東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

④ 恩給引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
恩給給付費に係る引当金	1,862,762	354,804	68,736	1,576,694
合計	1,862,762	354,804	68,736	1,576,694

⑤ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	164
合計		164

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	交付税及び譲与税 配付金特別会計	東日本大震災復興 特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	42,678	-	36	-	42,715
賞与引当金繰入額	2,961	-	2	-	2,963
退職給付引当金繰入額	4,788	-	6	-	4,794
恩給費	68	-	-	-	68
恩給引当金繰入額	68,736	-	-	-	68,736
補助金等	377,988	-	4,356	-	382,345
委託費等	125,757	199	-	-	125,957
地方交付税交付金	-	17,390,640	-	-	17,390,640
地方特例交付金	-	118,868	-	-	118,868
地方譲与税譲与金	-	2,679,246	-	-	2,679,246
独立行政法人運営費交付金	37,779	-	-	-	37,779
政党助成費	32,035	-	-	-	32,035
交付税及び譲与税配付金特別会計へ の繰入	16,660,033	-	441,534	△ 17,101,568	-
庁費等	56,882	42	18	-	56,943
その他の経費	1,863	4	2	-	1,870
減価償却費	24,533	0	-	-	24,533
貸倒引当金繰入額	△ 623	-	-	-	△ 623
支払利息	-	29,307	-	-	29,307
資産処分損益	60	0	-	-	60
本年度業務費用合計	17,435,543	20,218,308	445,957	△ 17,101,568	20,998,241

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
市町村合併体制整備費補助金	市町村	2,229	「市町村の合併の特例に関する法律」第2条第1項の市町村の合併に関し、同条第2項の合併市町村が実施する事業に要する経費に対する補助
選挙人名簿システム改修費補助金	市区町村	1,170	公職選挙法等の改正（選挙権年齢の引下げ及び名簿登録制度の見直し）に伴う選挙人名簿登録対象者の変更に対応し、平成28年夏に実施の参議院議員通常選挙までの改修完了に向けた、市区町村等が保有する選挙人名簿システム等の改修に要する経費に対する補助
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	地方公共団体	45,295	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費に対する補助
個人番号カード交付事業費補助金	市区町村	35,532	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」第35条第1項等に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に、通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村（特別区を含む。）が、同省令第37条第1項等の規定により機構に交付する交付金に対する補助
個人番号カード交付事務費補助金	市区町村	2,873	個人番号カードの交付事業に伴う市町村（特別区含む。）の実施事務に必要な経費に対する補助
地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金	地方公共団体	60	サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、多くの住民情報を扱う地方自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るための、地方自治体の取組に対する補助
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金	民間団体等	204	ICT分野の技術成果を具現化するための支援に要する経費の民間団体等に対する補助
国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	36	国立研究開発法人情報通信研究機構の研究施設の整備に要する経費に対する補助
情報通信利用促進支援事業費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構 民間団体等	401	情報通信利用促進支援に要する経費の国立研究開発法人情報通信研究機構及び民間団体等に対する補助
地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金	地方公共団体等	1,125	公共無線LANの整備や放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体から災害関連情報等を確実に入手できるような情報通信環境を構築するために必要な経費に対する補助
情報通信技術利活用事業費補助金	地方公共団体等	314	情報通信技術の一層の利活用により、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資する事業に対する補助
無線システム普及支援事業費等補助金	一般社団法人デジタル放送推進協会 地方公共団体等 公益社団法人移動通信基盤整備協会等	36,229	電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送の受信が困難な者に対する対策を講ずること、消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とし、それらに係る対策事業に要する経費の全部または一部の補助

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
旧日本赤十字社救護看護婦等処遇費補助金	認可法人日本赤十字社	137	戦地等において戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対して、日本赤十字社が慰労給付金を支給するために必要な経費に対する補助
緊急消防援助隊設備整備費補助金	地方公共団体	4,938	大規模災害や特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の活動に必要な消防防災設備の整備に要する経費に対する補助
消防防災施設整備費補助金	地方公共団体	1,746	地方公共団体の消防防災施設（耐震性貯水槽、高機能消防指令センター総合整備事業等）の整備に要する経費に対する補助
情報通信技術活用事業費補助金	地方公共団体	2,194	東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、当該地方公共団体が情報通信技術を活用して効率的・効果的に解決する取り組みに対する補助
情報通信基盤災害復旧事業費補助金	市町村	102	東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業に必要な経費に対する補助
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	地方公共団体	273	「福島県復興再生基本方針」を踏まえ、大規模林野火災等の災害に対応するため、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域における消防本部等の消防活動や避難指示区域への応援活動を支援するため、必要な経費を交付
消防防災設備災害復旧費補助金	地方公共団体	369	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第7条 被災地の消防防災設備（消防ポンプ自動車、救急自動車、小型動力ポンプ付水槽車、消防救急無線設備、防災行政無線設備、震度情報ネットワークシステムなど）の復旧を緊急に実施するために必要となる経費の一部を補助
消防防災施設災害復旧費補助金	地方公共団体	1,416	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第7条 被災地の消防防災施設（消防庁舎 防火水槽、消防救急無線施設、防災行政無線施設など）の復旧を緊急に実施するために必要となる経費の一部を補助
<負担金>			
国民保護訓練費負担金	地方公共団体	71	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第168条第2項に基づき、同法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担
<交付金>			
地域経済循環創造事業交付金	市町村等	2,262	地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付
過疎地域等自立活性化推進交付金	市町村等	674	・過疎地域の活性化を推進することを目的として、過疎市町村等が過疎地域における喫緊の諸問題に対応するために取り組むソフト事業に対する交付 ・過疎地域の自立促進を推進するための集落整備事業等に要する経費に対して交付 ・過疎地域の自立促進を推進するための遊休施設の再整備に要する経費に対して交付 ・過疎集落等を対象に、集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に取り組む事業に対して交付
日本放送協会交付金	特殊法人日本放送協会	3,933	「放送法」第65条及び第67条の規定により、総務大臣が要請する国際放送等に要する費用は国が負担

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
情報通信利用環境整備推進交付金	地方公共団体等	456	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤整備を実施する市町村等に対する交付金
特定周波数対策交付金	登録周波数終了対策機関	7	「電波法」第71条の3の規定により、登録周波数終了対策機関に対し、特定周波数終了対策業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付
不発弾等処理交付金	地方公共団体	0	不発弾及びその他の爆発物の処理を行う地方公共団体に対し交付
地域活性化・効果実感臨時交付金	市町村	215	景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、「がんばる地域交付金」を交付
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金	地方公共団体	238,069	地方公共団体（都道府県及び市町村）が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が交付金を交付
合計		382,345	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
在外選挙人名簿登録事務委託費	市区町村	15	「公職選挙法」第263条第4号の2及び「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」第13条の3に基づく在外選挙人名簿登録事務の委託
社会保障・税番号制度システム開発等委託費	民間団体	4,222	社会保障・税に関わる番号制度の導入に向け構築、改修が必要となるシステムの設計等を委託
情報通信技術研究開発委託費	民間企業等	1,824	情報通信技術の高度化のための研究開発を民間団体等へ委託
情報通信技術研究開発推進委託費	民間企業等 国立研究開発法人情報通信研究機構	3,312	・情報通信分野における研究開発課題を広く公募し、優れた課題について研究開発を委託 ・国立研究開発法人情報通信研究機構に情報通信分野における基礎研究等を委託
先導的情報通信社会基盤整備委託費	民間企業等	1,036	民間団体等に対し、情報通信技術を利用した新たなサービスにつながる開発・実証プロジェクトの実施を委託
電気通信利用環境整備推進委託費	民間団体等	126	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく迷惑メール対策に不可欠な国内外の最新の実態等を的確に把握・分析する業務等を、民間団体等へ委託
電波利用技術研究開発等委託費	民間企業等 国立研究開発法人情報通信研究機構	8,572	・周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術または高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び電波の安全性に関する評価技術の確立に係り調査研究を委託 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する業務の委託
引揚者特別交付金支給事務地方公共団体委託費	都道府県	0	引揚者に対する特別交付金支給事務の委託
平和祈念事業委託費	民間企業等	343	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用に必要な経費
統計調査地方公共団体委託費	地方公共団体	58,982	・国民の就業、不就業の状態を各月ごとに明確に把握し、失業対策その他各種行政施策の基礎資料を得るための労働力調査やその他、各種人口・経済の経常調査を委託 ・我が国の現況を全国及び地域別、かつ、詳細に調査することにより国及び地方のきめ細かい各種行政施策の基礎資料を得るための周期統計調査を委託
統計調査業務地方公共団体委託費	地方公共団体	51	統計調査員の確保を図るため公募登録制度及び調査に必要な知識を付与するための研修等に要する経費
統計調査事務地方公共団体委託費	都道府県	9,754	「地方統計機構整備要綱」（昭和22年7月11日閣議決定）に基づく統計調査に従事する地方公共団体の統計専任職員に要する経費
政府開発援助統計調査事務地方公共団体委託費	地方公共団体	0	アジア太平洋統計研修所における研修の一部としての実験調査の実施の委託
科学技術イノベーション創造推進委託費	民間企業等	614	戦略的イノベーション創造プログラムに係る運営等の委託
沖縄振興推進調査委託費	民間団体	7	今後の沖縄振興につなげるため、駐留軍用地跡地に関する調査等を行うための経費
南極地域観測委託費	国立研究開発法人情報通信研究機構	21	南極地域観測事業における観測、調査を実施するための委託
消防防災技術研究開発委託費	民間団体等	130	消防防災科学技術研究開発の推進を図るための研究開発の委託
地方交付税算定等業務委託費	地方公共団体情報システム機構	195	地方交付税算定額の集計分析等を委託
地方交付税算定等業務委託費	一般財団法人空港環境整備協会	3	「航空機燃料譲与税法」第2条第1項第2号で定める地区のコンター図作成を委託
<交付金>			
地方分権振興交付金	都道府県	245	地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄をデザインした都道府県が行う記念貨幣の発行に関連して行う事業、その他、地方分権等の振興に資する事業に対する交付

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
国有提供施設等所在市町村助成交付金	東京都 市町村	27,540	「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」第1項の規定に基づき、国は、その所有する固定資産のうち、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村等に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村等の財政の状況等を考慮して、交付
施設等所在市町村調整交付金	東京都 市町村	7,000	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条第1項の施設及び区域（以下「施設等」という。）が所在する市町村等に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付
<分担金>			
国際行政学会等分担金	国際行政学会等	10	国際行政学会等への分担金
アジア地域行政会議等分担金	国際都市・地方政府連 合アジア太平洋支部等	1	国際都市・地方政府連合アジア太平洋支部等への 分担金
国際電気通信連合分担金	国際電気通信連合	891	国際電気通信連合への分担金
政府開発援助国際電気通信 連合等分担金	国際電気通信連合等	240	国際電気通信連合等への分担金
政府開発援助万国郵便連合 分担金	万国郵便連合	38	万国郵便連合への分担金
万国郵便連合等分担金	万国郵便連合等	212	万国郵便連合等への分担金
政府開発援助国連アジア統 計研修援助計画分担金	国際連合アジア太平洋 経済社会委員会	192	国際連合アジア太平洋経済社会委員会への分担金
<拠出金>			
経済協力開発機構拠出金	経済協力開発機構事務 局	39	経済協力開発機構への拠出金
国際電気通信連合等拠出金	国際電気通信連合	99	国際電気通信連合への拠出金
政府開発援助アジア・太平 洋電気通信共同体等拠出金	アジア・太平洋電気通 信共同体	190	アジア・太平洋電気通信共同体への拠出金
万国郵便連合拠出金	万国郵便連合	39	万国郵便連合への拠出金
合計		125,957	

(4) 地方交付税交付金の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
地方交付税交付金	道府県、市町村	17,390,640	「地方交付税法」に基づき、地方団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税5税の一定割合等を原資として交付
合計		17,390,640	

(5) 地方特例交付金の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
地方特例交付金	都道府県、市町村、特別区	118,868	「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別控除による減収額を補填するために交付
合計		118,868	

(6) 地方譲与税譲与金の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
地方揮発油譲与税譲与金	都道府県、市町村、特別区	274,693	「地方揮発油譲与税法」に基づき、地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与
石油ガス譲与税譲与金	都道府県、指定市	9,509	「石油ガス譲与税法」に基づき、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額を譲与
自動車重量譲与税譲与金	市町村、特別区	264,443	「自動車重量譲与税法」に基づき、自動車重量税の収入額の1,000分の407に相当する額を譲与
航空機燃料譲与税譲与金	空港関係都道府県、空港関係市町村	15,515	「航空機燃料譲与税法」に基づき、航空機燃料税の収入額の9分の2に相当する額を譲与
特別とん譲与税譲与金	開港所在市町村	12,405	「特別とん譲与税法」に基づき、特別とん税の収入額に相当する額を譲与
地方法人特別譲与税譲与金	都道府県	2,102,677	「地方法人特別税等に関する暫定措置法」に基づき、地方法人特別税の収入額に相当する額を譲与
地方道路譲与税譲与金	都道府県、市町村、特別区	0	「旧地方道路譲与税法」に基づき、地方道路税の収入額に相当する額を譲与
合計		2,679,246	

(7) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
国立研究開発法人情報通信研究機構	29,683	「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付
独立行政法人統計センター	8,095	同上
合計	37,779	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	交付税及び譲与税 配付金特別会計	東日本大震災 復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	3,863,621	△ 31,030,851	△ 36	-	△ 27,167,266
II 本年度業務費用合計	△ 17,435,543	△ 20,218,308	△ 445,957	17,101,568	△ 20,998,241
III 財源	17,869,575	20,562,499	445,951	△ 17,101,568	21,776,458
主管の財源	82,576	-	-	-	82,576
配賦財源	17,786,999	-	445,951	-	18,232,950
自己収入	-	54	-	-	54
目的税等収入	-	3,160,877	-	-	3,160,877
他会計からの受入	-	17,401,568	-	△ 17,101,568	300,000
IV 無償所管換等	△ 1,325	-	-	-	△ 1,325
V 資産評価差額	△ 3,069,805	-	-	-	△ 3,069,805
VI 本年度末資産・負債差額	1,226,522	△ 30,686,660	△ 42	-	△ 29,460,180

(2) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	建物等借受者等	133
納付金	雑納付金	独立行政法人等	1,419
諸収入	許可及手数料	無線局の免許人等	1,446
諸収入	弁償及返納金	地方公共団体等	3,585
諸収入	電波利用料収入	無線局の免許人	74,704
諸収入	雑入	地方公共団体等	1,287
合計			82,576

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
交付税及び譲与税配付金特別 会計	自己収入	預託金利子収入	44
		国税収納金整理資金からの国税の還付金等の時 効による支払不要額に係る収入等	10
		小計	54
	目的税等収入	地方法人税	516,125
		地方揮発油税	263,697
		地方道路税	0
		石油ガス税	9,201
		自動車重量税	264,193
		航空機燃料税	14,660
		特別とん税	12,392
地方法人特別税	2,080,607		
	小計	3,160,877	
合計			3,160,931

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	財務省一般会計	134	土地	財務省より所管換	
	財務省一般会計	0	立木竹	財務省より所管換	
	財務省一般会計	0	建物	財務省より所管換	
	財務省一般会計	0	工作物	財務省より所管換	
	国立研究開発法人情報通信研究機構	6	建物	財務省より帰属	
	国立研究開発法人情報通信研究機構	0	立木竹	財務省より帰属	
	国立研究開発法人情報通信研究機構	3	工作物	財務省より帰属	
	国土交通省所管自動車安全特別会計	248	建物	国土交通省より所管換	
	小計	392			
財産の無償所管換等 (渡)	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	△ 1,148	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引継いだもの	
	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	306	その他の債務等	新施設の引渡しを受けたが、旧施設を相手先に引継いでいないもの	
	財務省一般会計	△ 433	土地	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 1	立木竹	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 108	建物	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 6	工作物	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 9	出資金	国立研究開発法人情報通信研究所からの出資金返還	
	財政投融资特別会計	△ 261	土地	財政投融资特別会計へ所管換	
	財政投融资特別会計	△ 0	立木竹	財政投融资特別会計へ所管換	
	財政投融资特別会計	△ 45	建物	財政投融资特別会計へ所管換	
	財政投融资特別会計	△ 1	工作物	財政投融资特別会計へ所管換	
	小計	△ 1,709			
実測と帳簿の差額	—	0	土地	測量による増	
	—	△ 0	土地	測量による減	
	—	4	建物	台帳価格と減価償却額の差額	
	—	0	工作物	台帳価格と減価償却額の差額	
	小計	4			
誤謬訂正	—	△ 0	工作物	誤謬訂正等による減	
	—	145	物品	誤謬訂正等による増	
	—	△ 158	無形固定資産	誤謬訂正等による減	
	—	△ 0	未収金	誤謬訂正等による減	
	小計	△ 13			
合計	△ 1,325				

(4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産	—	3,593	3,593	
国有財産（公共用財産を除く）	—	3,593	3,593	
行政財産	—	3,592	3,592	
土地	—	3,595	3,595	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	—	△ 3	△ 3	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	—	1	1	
土地	—	1	1	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	△ 2,731,792	△ 341,606	△ 3,073,399	
(市場価格のあるもの)	—	△ 434,712	△ 434,712	時価評価に伴う評価差額
(市場価格のないもの)	△ 2,731,792	93,105	△ 2,638,687	国有財産台帳の価格改定等
合計	△ 2,731,792	△ 338,013	△ 3,069,805	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	交付税及び譲与税 配付金特別会計	東日本大震災復興 特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支					
1 財源					
主管の収納済歳入額	82,750	-	-	-	82,750
配賦財源	17,786,999	-	445,951	-	18,232,950
自己収入	-	54	-	-	54
目的税等収入	-	3,160,877	-	-	3,160,877
一般会計からの受入	-	16,800,803	-	△ 16,800,803	-
財政投融资特別会計からの受入	-	300,000	-	-	300,000
東日本大震災復興特別会計からの受入	-	441,534	-	△ 441,534	-
前年度剰余金受入	-	2,046,793	-	-	2,046,793
財源合計	17,869,750	22,750,063	445,951	△ 17,242,337	23,823,427
2 業務支出					
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)					
人件費	△ 51,630	-	△ 39	-	△ 51,669
恩給費	△ 367,223	-	-	-	△ 367,223
補助金等	△ 377,988	-	△ 4,356	-	△ 382,345
委託費等	△ 125,757	△ 199	-	-	△ 125,957
地方交付税交付金	-	△ 17,390,640	-	-	△ 17,390,640
地方特例交付金	-	△ 118,868	-	-	△ 118,868
地方譲与税譲与金	-	△ 2,679,246	-	-	△ 2,679,246
独立行政法人運営費交付金	△ 37,779	-	-	-	△ 37,779
政党助成費	△ 32,035	-	-	-	△ 32,035
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	△ 16,800,803	-	△ 441,534	17,242,337	-
庁費等の支出	△ 73,614	△ 42	△ 18	-	△ 73,675
その他の支出	△ 1,863	△ 4	△ 2	-	△ 1,870
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 17,868,695	△ 20,189,000	△ 445,951	17,242,337	△ 21,261,310
(2) 施設整備支出					
建物に係る支出	△ 358	-	-	-	△ 358
工作物に係る支出	△ 696	-	-	-	△ 696
施設整備支出合計	△ 1,054	-	-	-	△ 1,054
業務支出合計	△ 17,869,750	△ 20,189,000	△ 445,951	17,242,337	△ 21,262,364
業務収支	-	2,561,062	-	-	2,561,062
II 財務収支					
借入による収入	-	32,817,295	-	-	32,817,295
借入金の返済による支出	-	△ 33,117,295	-	-	△ 33,117,295
利息の支払額	-	△ 30,512	-	-	△ 30,512
財務収支	-	△ 330,512	-	-	△ 330,512
本年度収支	-	2,230,550	-	-	2,230,550
翌年度歳入繰入	-	2,230,550	-	-	2,230,550
本年度末現金・預金残高	-	2,230,550	-	-	2,230,550

(2) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	建物等借受者等	133
納付金	雑納付金	独立行政法人納付金	1,419
諸収入	許可及手数料	無線局の免許人等	1,552
諸収入	弁償及返納金	地方公共団体等	3,585
諸収入	物品売払収入	民間企業	38
諸収入	電波利用料収入	無線局の免許人	74,700
諸収入	雑入	地方公共団体等	1,319
合計			82,750

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
交付税及び譲与税配付金特別会計	自己収入	預託金利子収入	44
		国税収納金整理資金からの国税の還付金等の時効による支払不要額に係る収入等	10
		小計	54
	目的税等収入	地方法人税	516,125
		地方揮発油税	263,697
		地方道路税	0
		石油ガス税	9,201
		自動車重量税	264,193
		航空機燃料税	14,660
		特別とん税	12,392
	地方法人特別税	2,080,607	
	小計	3,160,877	
合計			3,160,931

参考情報

1. 総務省の所掌する業務の概要

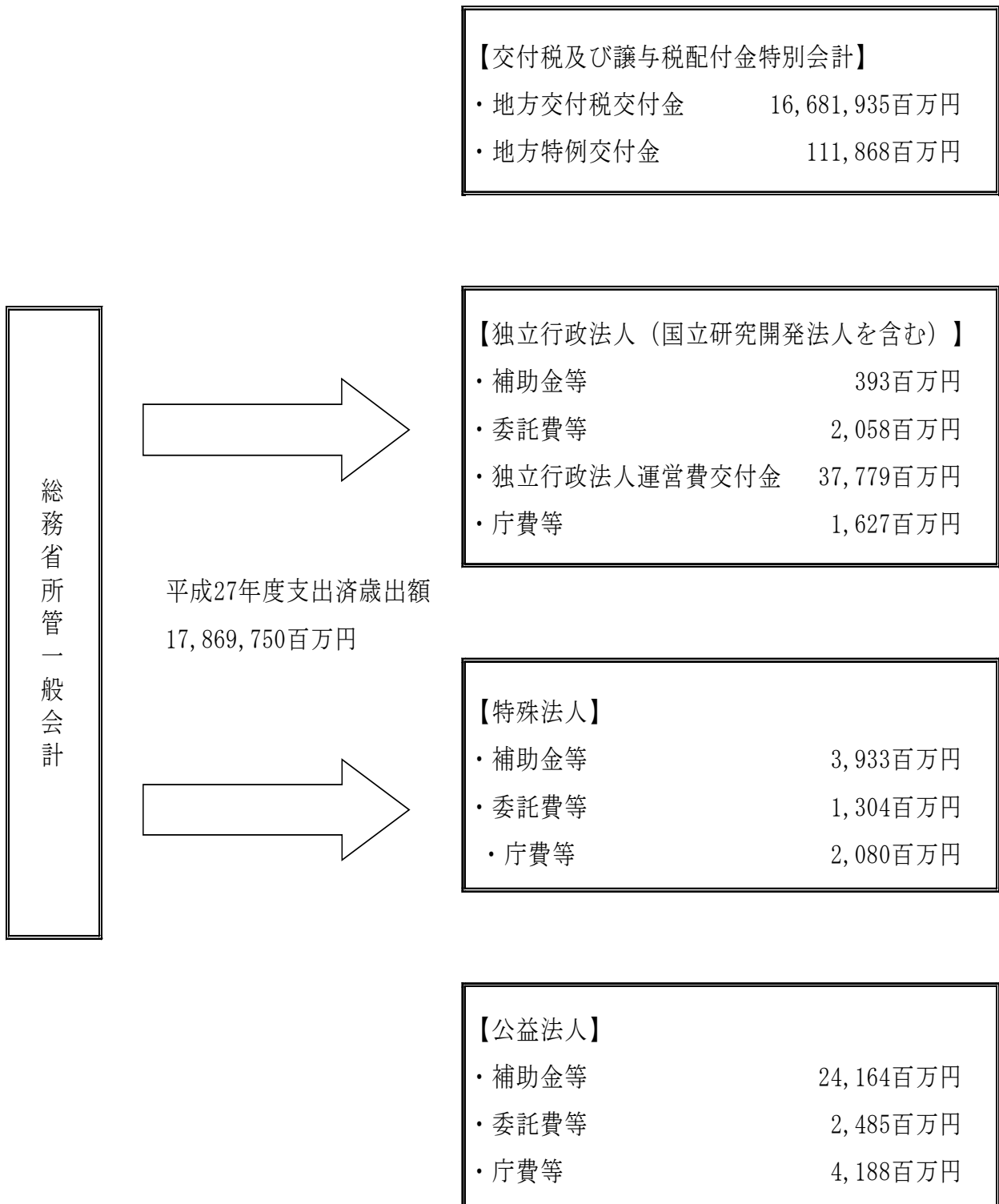
総務省は、行政組織、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政事業など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管し、国民生活の基盤に広く関わる行政機能を担っている。

総務省の官房・各局等の名称及び主な所掌事務

官房・局の名称	主 な 所 掌 事 務
大臣官房	省全体の総合調整、政策評価、会計、情報公開・個人情報保護、広報、人事、福利厚生に関すること
行政管理局	行政制度一般の基本的事項の企画立案、行政機関の運営の企画・立案・調整、独立行政法人・特殊法人の審査、独立行政法人の共通的制度の企画立案、行政機関が共用する情報システムの整備・管理、行政機関の個人情報保護・情報公開、独立行政法人等の個人情報保護・情報公開、独立行政法人評価制度委員会
行政評価局	行政制度一般の基本的事項の企画立案、行政機関の運営の企画・立案・調整、独立行政法人・特殊法人の審査、独立行政法人の共通的制度の企画立案、行政機関が共用する情報システムの整備・管理、行政機関の個人情報保護・情報公開、独立行政法人等の個人情報保護・情報公開、独立行政法人評価制度委員会
自治行政局	地方公共団体の組織・運営に関する制度、地方行政に関する政府内の調整、市町村合併、地方における行政改革、住民基本台帳制度、地方自治に関する基本的な政策、地域振興に関する政策、地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方に関すること、地方公共団体の情報化、地方公務員制度、選挙制度、政治資金制度
自治財政局	地方財政制度、地方財政計画、地方交付税、地方債、当せん金付証券、公営競技、地方公営企業、地方公共団体の財政の健全化、特定地域に対する財政措置、地方財政に関する調査・研究・統計、地方公共団体の財政負担に関する関係行政機関等との調整
自治税務局	地方税制度の企画及び立案、譲与税制度、交付金等制度に関すること、法定外普通税・法定外目的税に係る協議及び同意等
情報通信国際戦略局	ICT（情報通信技術）分野の総合戦略の策定・推進、ICT産業の国際競争力の強化、研究開発・標準化、宇宙の研究開発・利用、ICT分野における国際的取決め及び国際電気通信連合等との連絡、情報通信国際戦略局等の国際関係事務の総括・国際協力
情報流通行政局	情報通信施設の整備促進、放送の普及・発達、ICT利活用の促進・環境整備、コンテンツ振興、情報リテラシーの向上、情報バリアフリー、情報セキュリティ、郵政事業に関すること、郵便等に関する国際的取決め及び万国郵便連合等との連絡、信書便事業の監督
総合通信基盤局	電気通信事業の規律・競争促進、電気通信サービスにおける利用環境整備、情報通信ネットワークの高度化、非常事態における重要通信の確保、周波数の割当て、電波の監督管理・利用促進、電波利用料制度
統計局	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施等、統計技術の研究、二次的統計の作成、統計の作成・利用に必要な情報の収集・提供、総務省が実施する統計調査の調整
政策統括官	総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画立案、統計・統計制度の企画立案、統計調査の審査・調整・基準の設定、統計職員の養成の企画立案、国際統計事務の統括、統計の発達及び改善（統計局の所掌に該当するものを除く。）、恩給制度の企画立案、恩給を受ける権利の裁定、恩給の支給
公害等調整委員会	あっせん・調停・仲裁及び裁定による公害紛争の処理、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく意見の申出等
消防庁	消火の活動・救助活動・救急業務・火災予防・危険物などの消防に関する制度、消防施設の強化拡充、消防職団員の教育訓練、緊急消防援助隊の出動要請など消防の広域的な応援の実施、地震・風水害、原子力・コンビナート災害など各種災害対策、消防防災分野の高度情報化、消防の科学技術に関する研究、国際消防救助隊の派遣、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置、消防・防災分野における国際協力

3. 総務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ

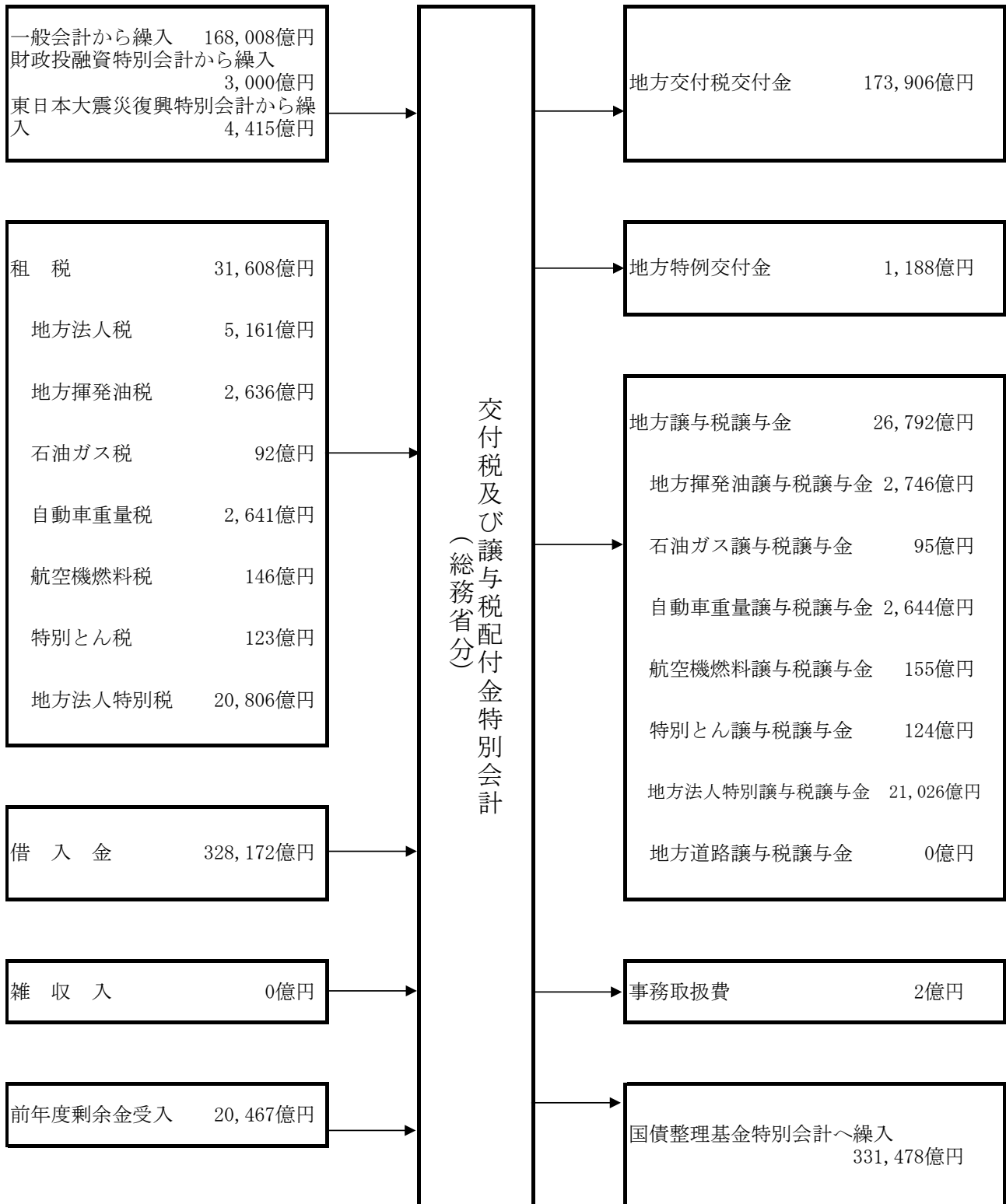
○総務省所管一般会計における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ



○交付税及び譲与税配付金特別会計（総務省所管分）の財政資金の流れ

歳入（555,673億円）

歳出（533,368億円）



(注) 各計数は、単位未満を切り捨てているため、合計値が一致しない場合がある。

4. 平成 27 年度歳入歳出決算の概要

[一般会計]

(1) 歳入

歳入予算額 762 億 9 百万円に対し、収納済歳入額は、827 億 50 百万円であり、差引き 65 億 40 百万円の増加となっている。

収納済歳入額の主なものは、

電波利用料収入	747 億円
返納金	35 億 80 百万円
雑収	15 億 52 百万円

である。

(2) 歳出

歳出予算現額 17 兆 9,900 億円に対し、支出済歳出額は 17 兆 8,697 億 50 百万円、翌年度繰越額は 836 億 24 百万円であり、不用額は 366 億 25 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは、

交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入 16 兆 8,008 億 3 百万円

〔内訳〕	地方交付税交付金	16 兆 6,819 億 35 百万円
	地方特例交付金	1,188 億 68 百万円

恩給関係費 3,690 億 28 百万円

科学技術振興費 431 億 55 百万円

その他の事項経費 6,567 億 63 百万円

である。

[交付税及び譲与税配付金特別会計（総務省所管分）]

(1) 歳入

歳入予算額 55 兆 238 億 90 百万円に対し、収納済歳入額は、55 兆 5,673 億 58 百万円であり、差引き 55,434 億 67 百万円の増加となっている。

収納済歳入額の主なものは、

借入金	32 兆 8,172 億 95 百万円
一般会計より受入	16 兆 8,008 億 3 百万円
地方法人特別税	2 兆 806 億 7 百万円

である。

(2) 歳出

歳出予算現額 55 兆 3,912 億 11 百万円に対し、支出済歳出額は 53 兆 3,368 億 8 百万円、翌年度繰越額は 1 兆 8,402 億 52 百万円であり、不用額は 2,141 億 50 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは、

国債費	33 兆 1,478 億 7 百万円
地方交付税交付金	17 兆 3,906 億 40 百万円
地方譲与税譲与金	2 兆 6,792 億 46 百万円

である。

[東日本大震災復興特別会計（総務省所管分）]

(1) 歳入

歳入予算額 0 百万円に対し、収納済歳入額は、0 百万円であり、差引き 0 百万円の増加となっている。

収納済歳入額の主なものは、

雑収入 0 百万円

である。

(2) 歳出

歳出予算現額 4,447 億 10 百万円に対し、支出済歳出額は 4,459 億円 51 百万円、翌年度繰越額は 34 億 48 百万円であり、不用額は 5 億 80 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは、

交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 4,415 億 34 百万円

である。

5. 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,736,758 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>349,182 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>76,078 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>362,765 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>8,902 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>3,614 億円</u>